健診等内容表

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="3">内容</th></tr>
<tr><td rowspan="22">特定健康診査※6</td><td rowspan="19">基本的な健診の項目</td><td colspan="3">既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)※1</td></tr>
<tr><td colspan="3">自覚症状及び他覚症状の検査</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">身体計測</td><td>身長</td></tr>
<tr><td>体重</td></tr>
<tr><td>腹囲</td></tr>
<tr><td>BMI</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">血圧</td><td>収縮期血圧</td></tr>
<tr><td>拡張期血圧</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">血中脂質検査</td><td>中性脂肪</td></tr>
<tr><td>HDL－コレステロール</td></tr>
<tr><td>LDL－コレステロール※2</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">肝機能検査</td><td>GOT</td></tr>
<tr><td>GPT</td></tr>
<tr><td>γ－GTP</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">血糖検査
(いずれかの項目の実施で可)</td><td>空腹時血糖</td></tr>
<tr><td>ヘモグロビンＡ１ｃ</td></tr>
<tr><td>随時血糖※3</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">尿検査※4</td><td>糖</td></tr>
<tr><td>蛋白</td></tr>
<tr><td rowspan="6">詳細な健診の項目(医師の判断による追加項目)※5</td><td colspan="2" rowspan="3">貧血検査</td><td>赤血球数</td></tr>
<tr><td>血色素量</td></tr>
<tr><td>ヘマトクリット値</td></tr>
<tr><td colspan="3">心電図検査</td></tr>
<tr><td colspan="3">眼底検査</td></tr>
<tr><td colspan="3">血清クレアチニン及び eGFR</td></tr>
<tr><td rowspan="5">特定保健指導</td><td>動機付け支援</td><td colspan="3">Ⅰ　初回面接
①　個別面接 20 分以上
又は
②　グループ面接　おおむね 8 名以下、おおむね 80 分以上
Ⅱ　実績評価
3ヶ月後(保険者の判断で従前どおり6ヶ月後)の実績評価を面接又は通信(電話又は電子メール、FAX、手紙、チャット等)を利用して実施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">積極的支援</td><td colspan="2">初回面接の形態</td><td>動機付け支援と同様</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3ヶ月以上の継続的な支援</td><td>実施ポイント数</td><td>180 ポイント以上
別表「積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成」を参照すること</td></tr>
<tr><td>主な実施形態</td><td>※支援の内容については、厚生労働省「標準的な健診、保健指導プログラム」(令和6年度版)を参照すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">終了時評価の形態</td><td>動機付け支援と同様</td></tr>
</table>

※１　制度上質問票は必須ではないが、服薬歴や喫煙歴及び既往歴は把握する必要がある。実施機関が服薬歴等の把握において質問票を使用する場合には、当該機関にて質問票を準備する。

※２　中性脂肪が 400mg/dl 以上である場合又は食後採血の場合は、LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロールから HDL コレステロールを除いたもの）で評価を行うことができる。

※３　やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c（NGSP 値）を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。

※４　生理中の女性や、腎疾患等の基礎疾患があるために排尿障害を有している者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかった場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする（この場合甲から乙に委託費用は支払われない）。

※５　詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に十分な説明を行うと共に、医療保険者に送付する結果データにおいてその理由を詳述することとする。

※６　特定健康診査の結果を受診者に通知する際には、結果内容に合わせた、実施基準第３条に基づく必要な情報を提供するものとする。また、当該結果通知を対面により実施する場合、受診した者と特定健康診査の実施後速やかに面談できない場合は郵送により実施するものとする。

別表「積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成」

アウトカム評価	2cm・2kg	180p
	1cm・1kg	20p
	食習慣の改善	20p
	運動習慣の改善	20p
	喫煙習慣の改善（禁煙）	30p
	休養習慣の改善	20p
	その他の生活習慣の改善	20p
プロセス評価	個別支援＊	・支援１回当たり70p ・支援１回当たり最低10分間以上
	グループ支援＊	・支援１回当たり70p ・支援１回当たり最低40分間以上
	電話支援	・支援１回当たり30p ・支援１回当たり最低5分間以上
	電子メール・チャット等支援	・1往復当たり30p
	健診当日の初回面接	20p
	健診後１週間以内の初回面接	10p

＊情報通信技術を活用した面接を含む